

# おいしく イキイキ 食育プラン

「福島県食育推進計画」

平成19年3月

福 島 県

## は じ め に

我が国では、近年、単独世帯の増加、女性雇用者の増加等社会情勢の変化とともに、「外食」「中食」など食事を家の外に依存する食の外部化や簡便化志向の高まりと併せ、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、更には、食の安全性の問題など様々な問題が生じてきております。

また、朝食の欠食に代表される、不健全な食生活が目立ってきており、特に、朝食を欠食する子どもは、学力や運動能力の伸びが遅れがちとなるのに加えて、「疲れる」「いらいらする」などの不定愁訴を訴える割合が高い傾向にあることが各種調査から指摘されるなど、「規則正しい食習慣の確立」を図ることが緊要な課題となっております。

このため、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来にわたり健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、平成 17 年 6 月に「食育基本法」が制定されたところであります。

こうした状況を踏まえ、本計画は、保健福祉部、農林水産部、教育庁を始め、庁内関係部局が総合的に食育を推進するととともに、県民、市町村、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等と連携し、「食を通してふくしまの未来を担う人を育てる」を基本目標に、家庭、学校、地域が一体となった食育の推進を通して、県民運動としての食育の展開を期待するものであります。

今後、この計画に基づき、すべての県民が、食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践できるよう、食育の各種施策に積極的に取り組んで参りますので、県民の皆様方の御理解御協力をお願い申し上げます。

平成 19 年 3 月

福島県知事 佐藤 雄平

# 目 次

計画策定の趣旨	1
計画策定の背景	1
計画の位置づけと推進体制	6
計画の基本的な目標	9
計画の視点と推進の方向性	10
施策の体系	13
食育に関する具体的取組	15
1 家庭と地域における食育の推進	15
(1) 家庭における望ましい食習慣の確立	15
(2) 地域における食生活改善の推進	19
(3) 食品関係事業者、農林水産業者等における食育の普及啓発の支援	22
2 学校、保育所等における食育の推進	23
(1) 望ましい食習慣の形成	23
(2) 指導体制の整備	25
(3) 子どもの発達段階に応じた食育の推進	27
(4) 豊かな食育体験の推進	29

3	県民運動としての食育の推進	32
(1)	食育推進運動の展開	32
(2)	市町村、関係団体、食品関係事業者等との連携	34
(3)	食育推進ボランティア、NPO等の育成	35
4	食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進	37
(1)	生産者と消費者の交流の促進	37
(2)	地域資源の活用促進と地産地消の推進	39
(3)	食文化の継承を通じた食育の推進	41
5	食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進	43
(1)	栄養、食習慣等に関する調査研究の推進と情報の提供	43
(2)	食品の安全性などの情報提供と理解の促進	44
(3)	環境と共生する農業の理解促進と「もったいない運動」の推進	46

## 計画策定の趣旨

飽食の時代といわれる今日、様々な食品や食に関する情報が溢れる中で、県民の食習慣の乱れや栄養の偏りは見過ごせない状況となっています。

国においては、平成 17 年 7 月に国民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践できるように、日々の食生活を見直し、豊かな人間性を育むことを目指す「食育基本法」が施行され、平成 18 年 3 月には、国の「食育推進基本計画」が策定されました。

今、改めて私たちの食を取り巻く現状を見つめ直し、健全な食生活と豊かな人間性を育むために県民あげて食育に取り組んでいくことが求められています。

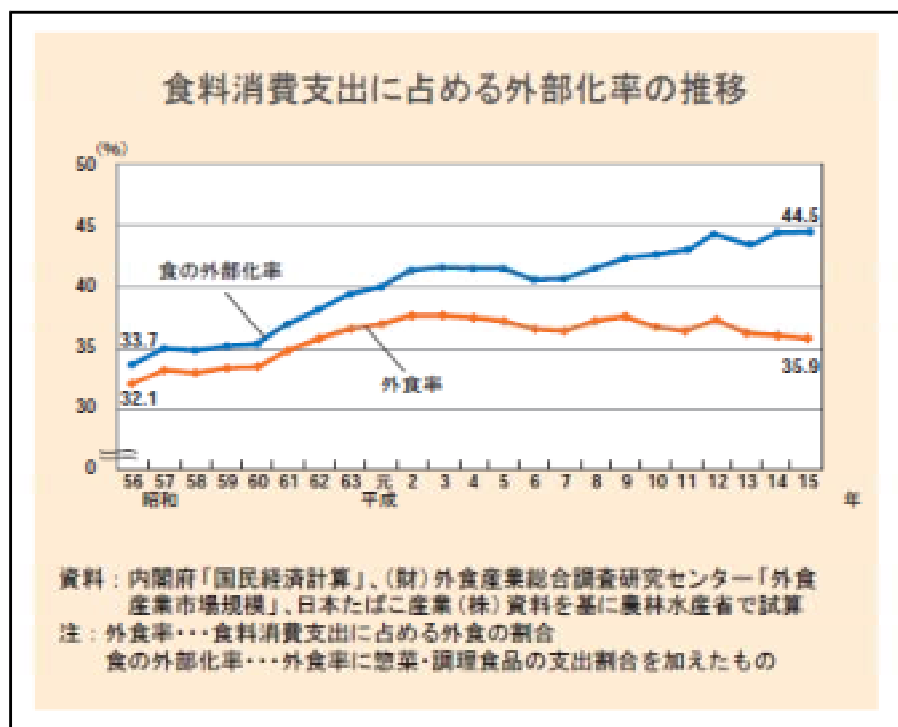
このため、家庭、地域、学校などにおいて、本県の特性を生かした食育を推進するため福島県食育推進計画（以下「県計画」という。）を策定します。

## 計画策定の背景

### 【 食生活環境の変化 】

近年の社会経済情勢に伴うライフスタイルの変化を背景に、従来は家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する、いわゆる「食の外部化」が進んでいます。

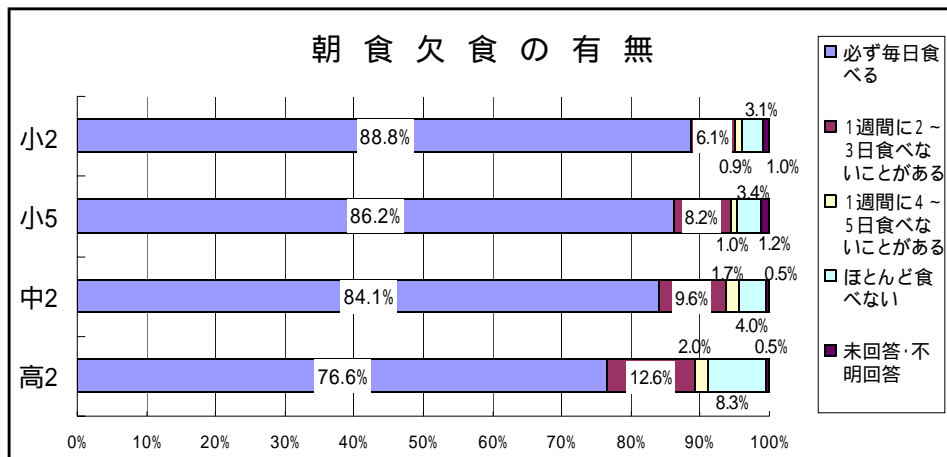
また、身の回りに様々な食品や食に関する情報が溢れる中で、食の大切さへの意識が希薄となり、食に関する正しい情報を適切に選別し、健全な食生活を実践することが困難になりつつあります。



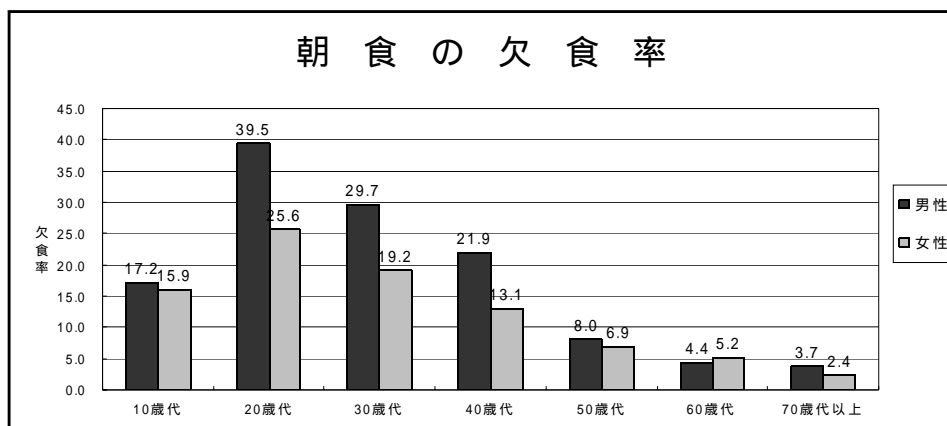
( 内閣府 平成 18 年版食育白書 )

## 【 食習慣の乱れと栄養の偏り 】

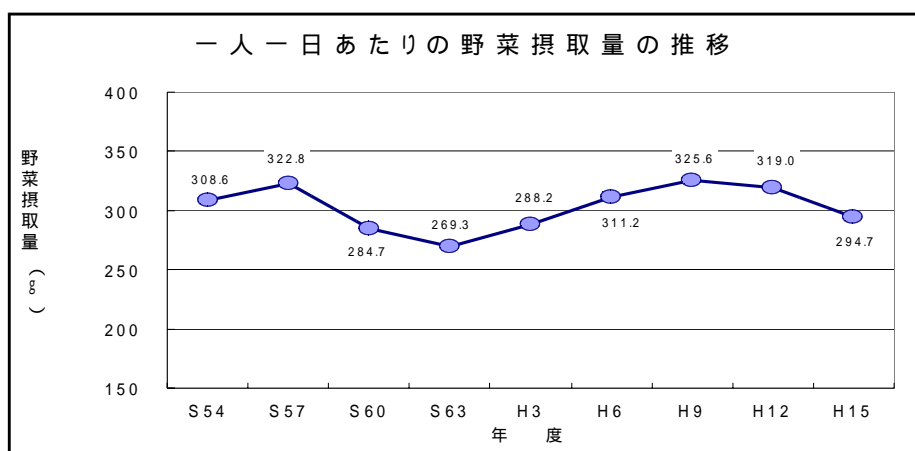
毎年実施されている国民健康・栄養調査結果によると、本県においても、朝食の欠食や脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足(1日の摂取量350g以上が目標)に代表される食習慣の乱れや栄養の偏りが、今や子どもたちから大人にまで広がりを見せてきています。



( 福島県教育庁 平成 18 年度食生活等実態調査 )



( 福島県 平成 17 年度県民健康調査 )

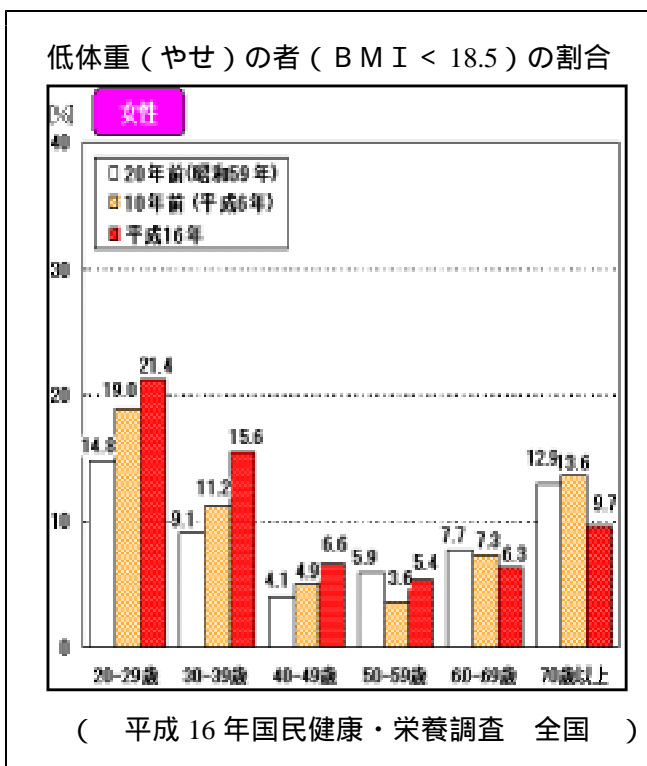
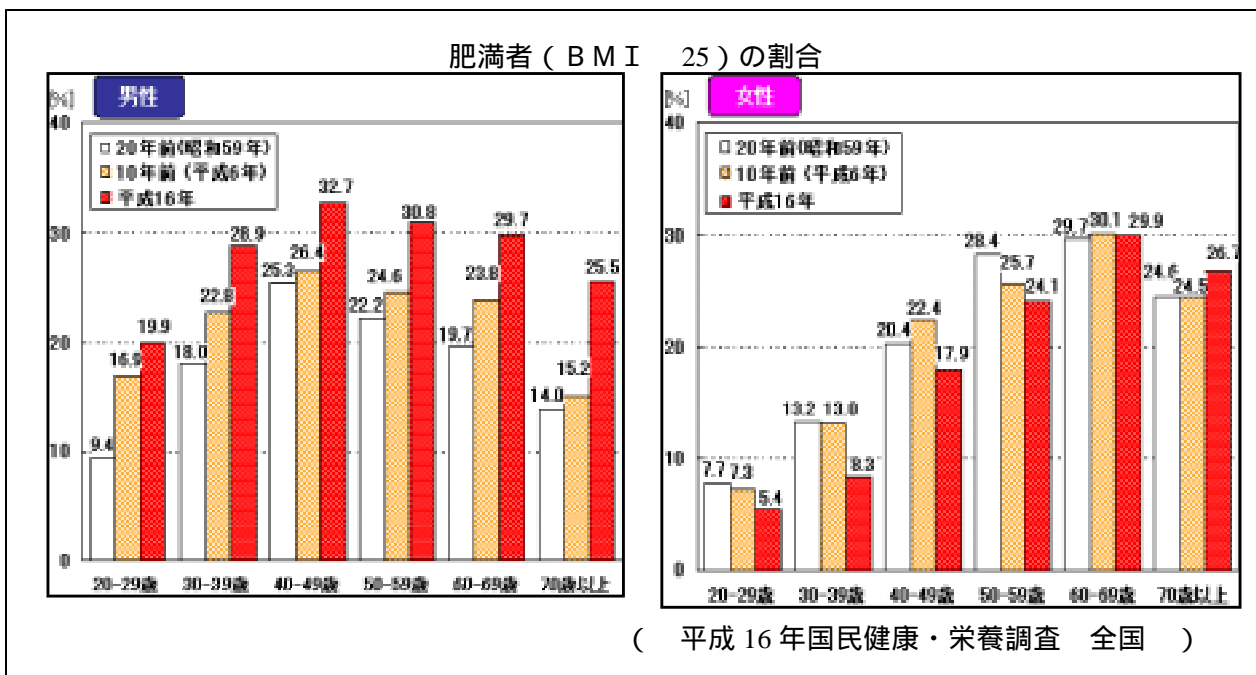


( 国民健康・栄養調査の福島県分データ 各年度の前後3年間の平均値で示した。 )

【 健康への影響 】

肥満や生活習慣病の増加等の、県民の健康保持の上の様々な問題に加え、介護予防や自立支援の観点からも、その対策がさしせまった課題となっています。

また、若い女性等に見られる過度の痩身等の問題も見逃せない状況となっています。



**肥満度：BMI（Body Mass Index）を用いて判定**

**BMI = 体重[kg] / (身長[m])<sup>2</sup> により算出**

BMI < 18.5 低体重（やせ）  
 18.5 BMI < 25 普通体重（正常）  
 BMI ≥ 25 肥満

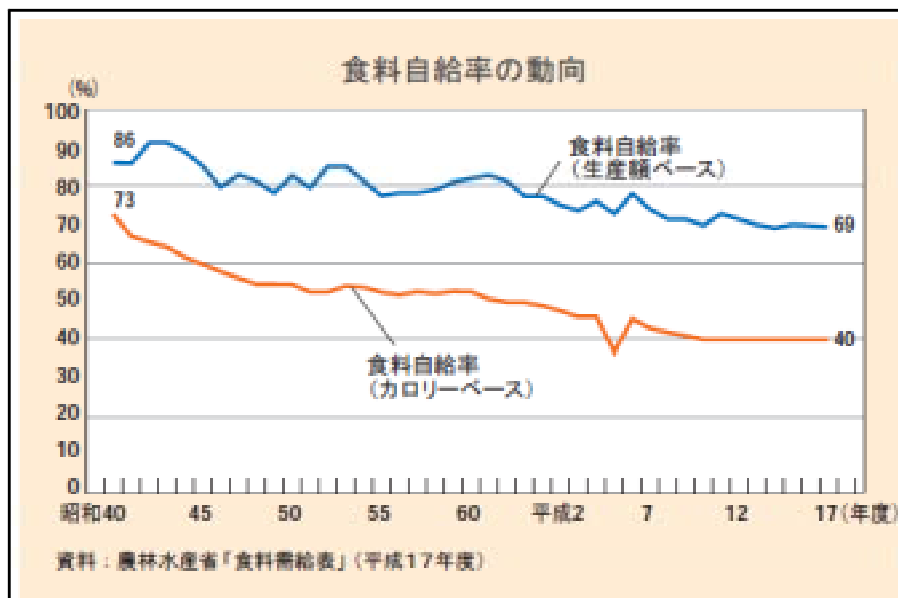
（日本肥満学会肥満症診断基準検討委員会、2000年）

（参考）「健康日本21」の目標値（2010年）

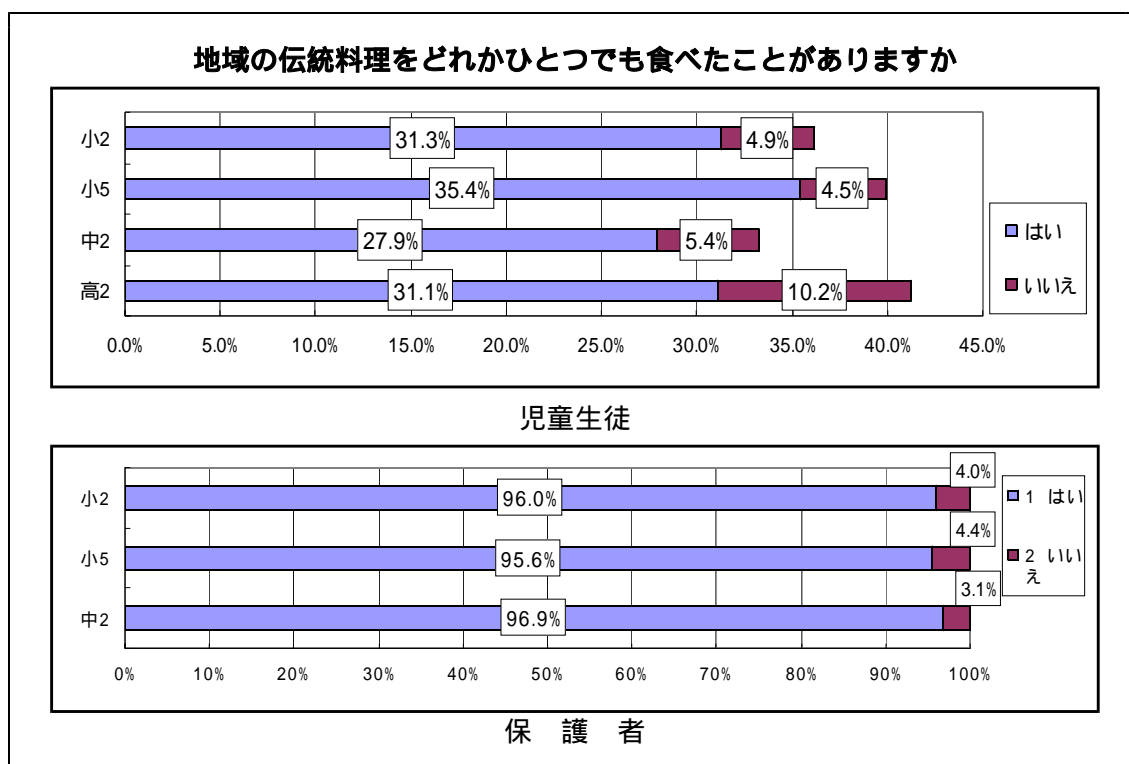
20歳代女性のやせの者 15%以下  
 20～60歳代男性の肥満者 15%以下  
 40～60歳代女性の肥満者 20%以下

【 食料生産や伝統的食文化への関心の薄れ 】

ライフスタイルの変化や都市化の進行に伴い、食の生産現場である農林水産業や地域の食文化に対する関心が薄れてきており、また、諸外国の食文化が流入するなかで、地域の伝統的食文化も失われようとしています。



( 内閣府 平成 18 年版食育白書 )

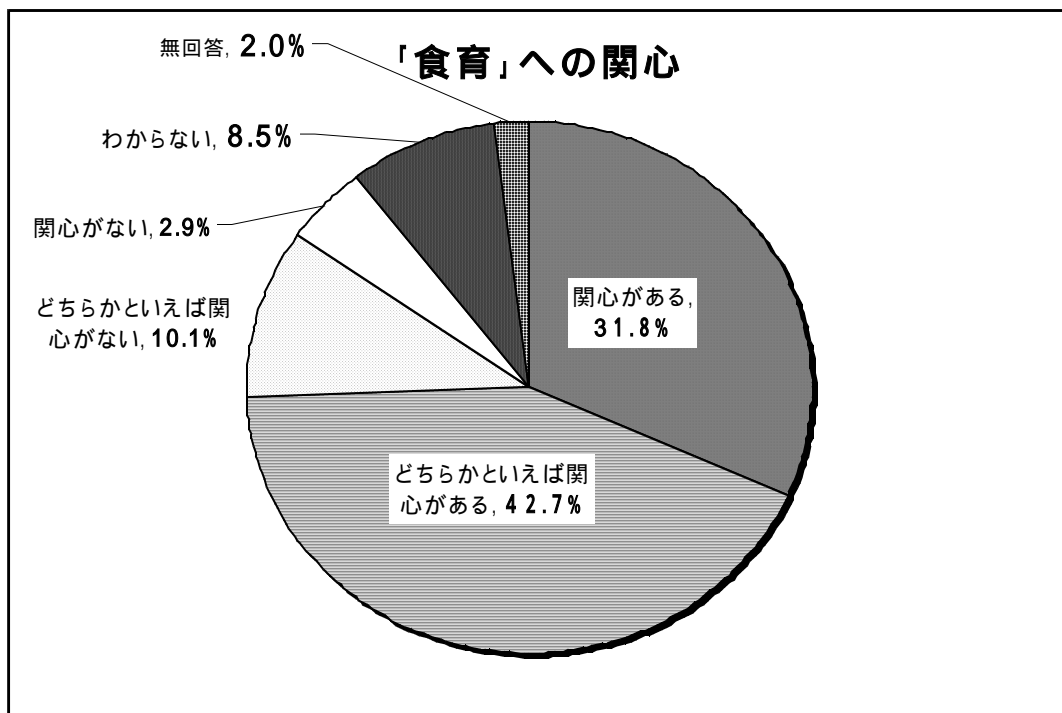


( 福島県教育庁 平成 18 年度食生活等実態調査 )

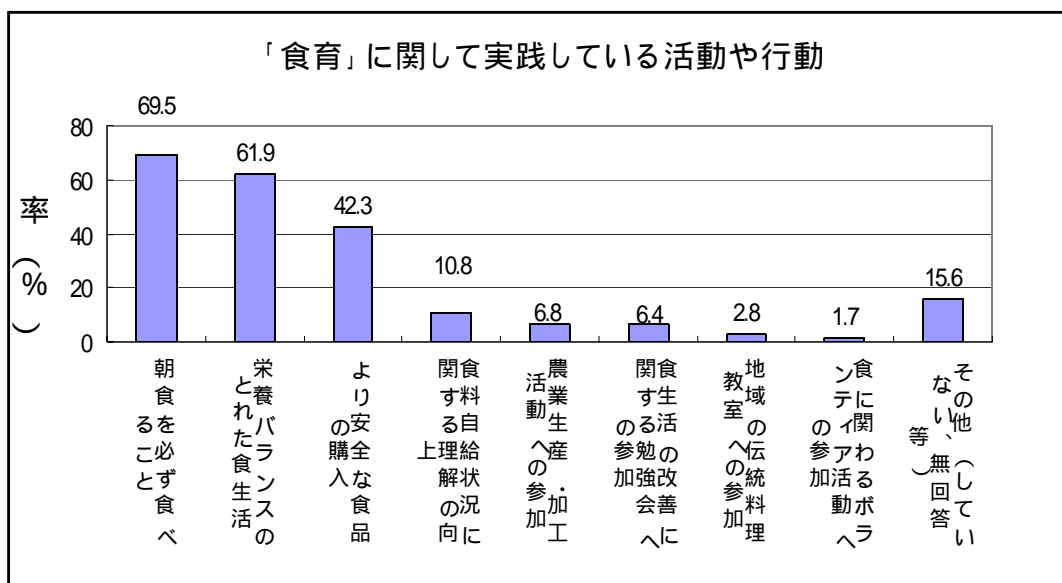


### 【 食への関心の高まり 】

現在の食生活が様々な問題を抱えている一方で、「食」への関心自体は高まりを見せてつつあり、平成18年度の福島県県政世論調査の結果では、食育に関心があると答えた者は回答者の74.5%という高い割合を示していますが、望ましい実践には結びついていない現状も見られることをふまえ、改めて更なる関心を喚起し、県民総参加の食育推進運動を進める必要があります。



( 福島県 平成 18 年度県政世論調査 )



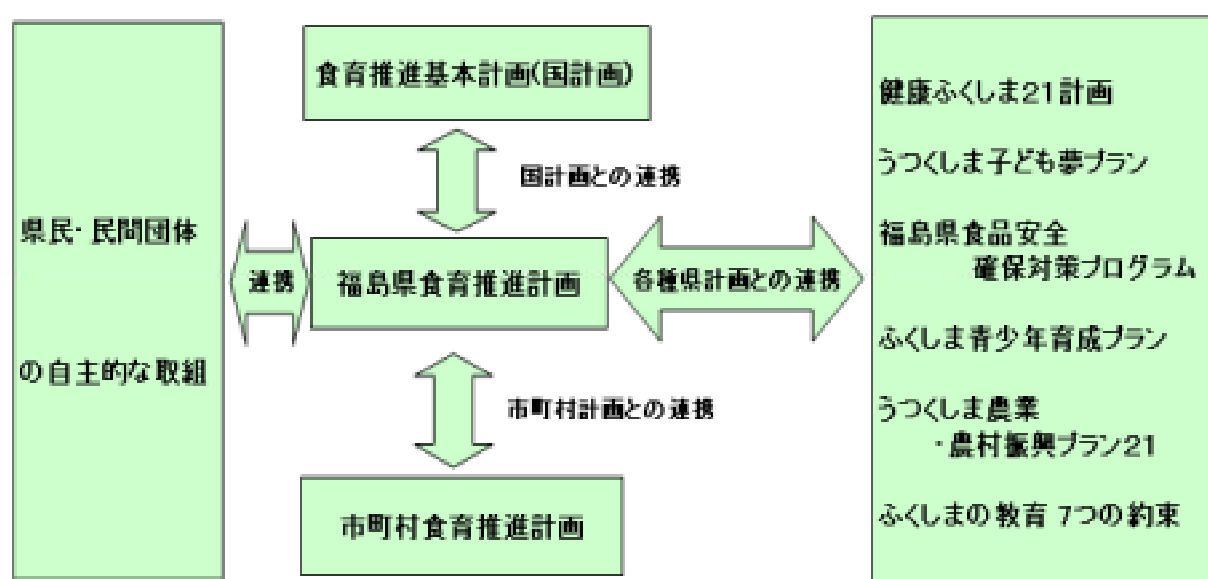
( 福島県 平成 18 年度県政世論調査 )

## 計画の位置づけと推進体制

### 1 計画の位置づけ

県計画は、本県の食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものであり、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画です。

なお、県計画の推進については、県の関係各部局が所管する関連計画や、今後、各市町村において策定される予定の市町村食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組等との連携を図りながら進めるものとします。



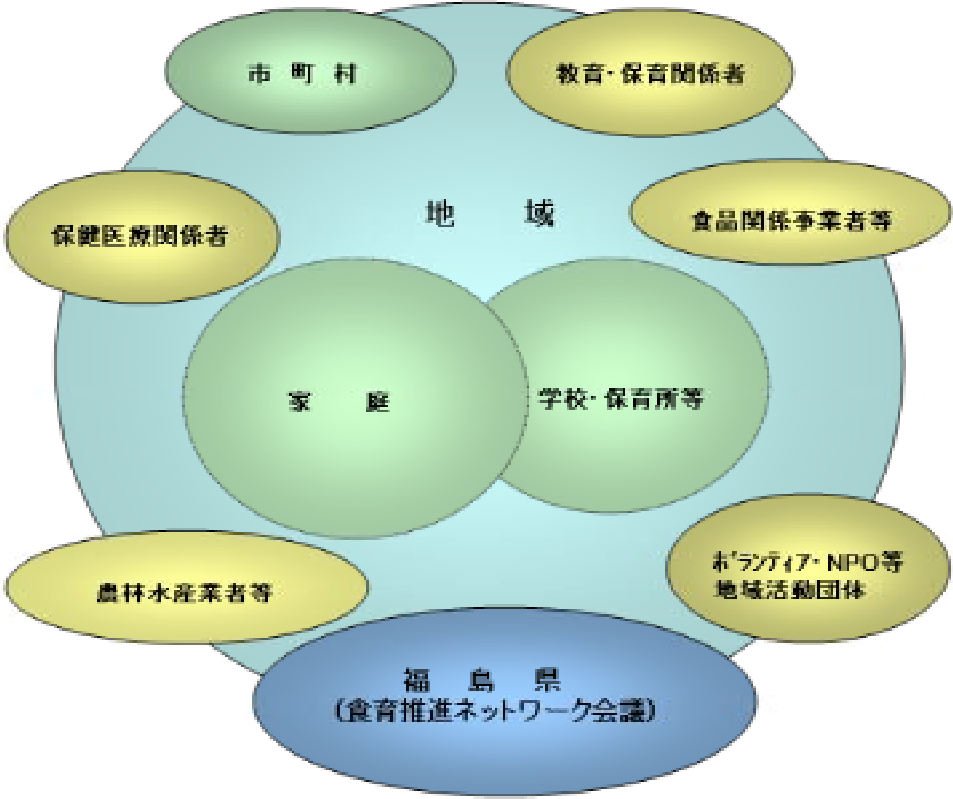
### 2 計画の期間

県計画の期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間としますが、必要に応じ、随時見直すこととします。

### 3 計画の推進体制

県計画の推進に当たっては、食育に関する有識者等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」(仮称)及び各地域における推進体制を整備し、横断的に関係組織が連携して取り組むものとします。

また、県計画に基づく取組について、県民、市町村、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれに創意と工夫を凝らしつつ、県民運動として取り組みながら、県民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指すこととします。



### 4 計画の進行管理

基本目標に関する進行管理は、「福島県食育推進ネットワーク会議」(仮称)を中心に、各部局及び地域の具体的な取組状況の定期的調査等を通して行うこととします。

## 5 計画推進における関係者の役割

### 県民

家族一緒の食卓を通して、県民一人ひとりが、改めて食の大切さや難さを考え、望ましい食生活の実践に努めることが期待されています。

### 教育・保育関係者

家庭、地域と連携しながら、給食や様々な学習の機会を通して、子どもたちの発達段階に応じた望ましい食習慣の形成を図ることが求められています。

### 農林水産業者等

安全で安心な農林水産物の提供を始め、食と農に関する様々な体験交流の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

### 食品関係事業者等

安全で安心な食品の提供を始め、食品の加工、流通、調理、販売等の各過程における正しい情報提供や、様々な体験交流の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

### 保健医療関係者

妊産婦や乳幼児を対象とする離乳食指導や栄養指導を始め、肥満や過度の痩身の健康への影響等、食と健康との関係についての正しい知識の普及啓発が求められています。

### ボランティア、NPO等地域活動団体

食生活の改善や食文化の継承など、様々な体験学習の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

### 市町村

地域における食育の推進の要であり、各市町村における食育推進計画を策定し、地域の関係者との連携の下に、総合的かつ計画的に食育の推進に取り組むことが求められています。

### 県（食育推進ネットワーク会議）

県計画に従い、市町村を始めとする関係団体との連携の下に、福島県の食育を総合的かつ計画的に推進します。

## 計画の基本的な目標

県民の食生活の乱れが見過ごせない状況となっている今日、改めて、県民一人ひとりが、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進します。

そして、こうした食育の取組を通して、生まれ、住んで、育ってよかったふくしまの活力ある未来の創造を目指します。

### 基本目標

## 食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる

～ 家庭、学校、地域が一体となった食育の推進 ～

### 目標1：食育への理解促進

代表指標 「食育」の関心度 74.5 % (平成 18 年) 90 % 以上  
(平成 18 年度県政世論調査)

### 目標2：栄養バランスの取れた食生活の確立

代表指標 食事バランスガイドの理解者 (平成17年公表) 60%以上  
成人の野菜摂取量(g / 日) 276g (平成 16 年) 350g以上  
(平成 16 年度国民健康・栄養調査)

### 目標3：規則正しい食習慣の確立

代表指標 朝食摂取比率(児童・生徒) 85.6% (平成16年) 90%以上  
朝食摂取比率(20歳代) 67.0% (平成17年) 80%以上  
(県の抽出アンケート調査、平成 17 年度県民健康調査)

### 目標4：食や農に関する体験交流と地産地消の推進

代表指標 「食」と「農」の体験交流への県民の参加割合 6.8% (平成18年) 15%以上  
(平成18年度県政世論調査)  
学校給食における地場産物の活用状況 33% (平成15年) 40%以上  
(平成 1 5 年度学校給食における地場産物活用状況調査)

## 1 家庭と地域における食育の推進

食育は、まず家庭において取り組まれるべきものです。特に、子どもにとっては、家族一緒に食卓を囲むことが生涯にわたる食育のスタートであり、基本的な作法を身に付けたり、食に対する感謝の心を育てるといった豊かな人間形成の基礎となるものです。

**「家族一緒に食卓」を通して食育を推進します。**

食育の基本が家庭にあることはもちろんですが、それに加えて、学校給食等を通じた取組、また、地域における農林漁業体験や伝統的な食文化等の継承など、様々な機会等を利用して、地域ぐるみで食育に取り組むことが大切です。

**様々な体験交流を通して、地域ぐるみで食育を推進します。**

## 2 学校、保育所等における食育の推進

子どもたちが健全な食生活を身につけ、規則正しい生活のリズムをつくることは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。

そのためには、子どもたち一人ひとりが発育・発達段階に応じて望ましい食習慣や食に関する適切な判断力を身に付けることができるよう、家庭や地域の連携のもと、保育及び教育活動全体で取り組むことが大切です。

**子どもたち一人ひとりが、望ましい食生活を実践できる力をはぐくみます。**

### 3 県民運動としての食育の推進

健全な食生活の実践は、すべての県民に求められるものです。

そのため、食育推進の取組は、市町村を始めとする関係団体や、様々なボランティア、NPO等はもちろんのこと、広く県民一人ひとりの自主的な参加による全県的な広がりを持った県民運動として取り組んでいくことが求められます。

県民総参加の食育推進運動を進めます。

### 4 食と農との連携や食文化の継承を通じた食育の推進

福島県は、全国でも有数の農林水産物の生産県であることから、本県の食育は、豊かな農林水産資源を生かし、地産地消を推進するとともに、それぞれの地域に伝わる伝統的な食文化の継承にも配慮しながら推進する必要があります。

福島の食と農の理解促進や食文化の継承を通して食育を推進します。

### 5 食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進

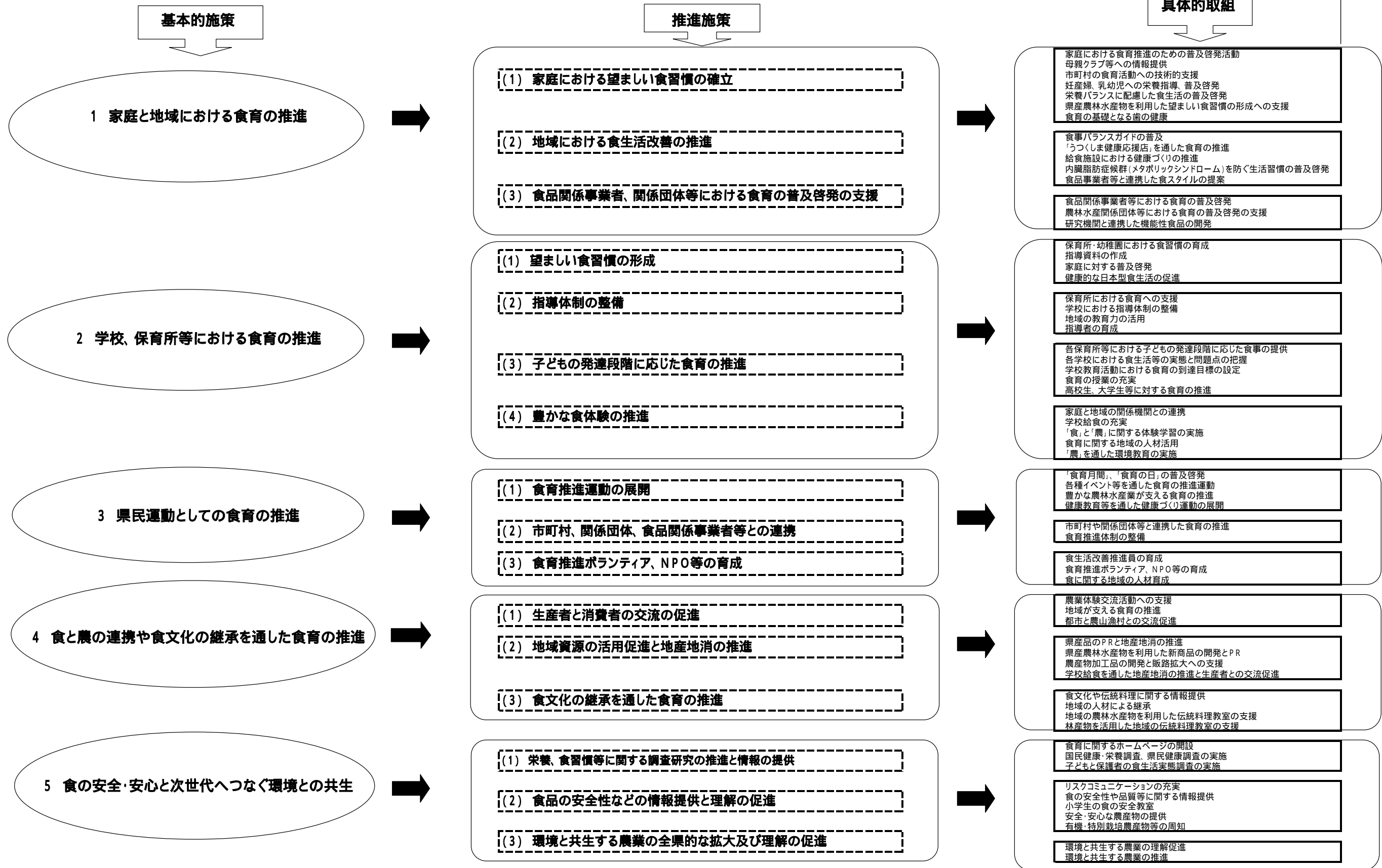
食育の推進には、安全で安心な食品の提供が前提であり、また、県民自らの判断で適切に食品を選択できるよう、幅広い情報を提供していく必要があります。

正しい知識を身につけ、自らの食を選択できる力をはぐくみます。

わが国の食料自給率は先進国の中で最低の水準にあり、今後の安定的な食料供給の確保を図る観点から、食料自給率の向上に努める必要がありますが、その際、単に量的拡大のみを追い求めるのではなく、環境への負荷の低減や持続可能な生産に配慮する必要があります。

環境と共生する農業生産活動と、「もったいない運動」を通して食育を推進します。

施策の体系





## 食育に関する具体的取組

### 1 家庭と地域における食育の推進

#### (1) 家庭における望ましい食習慣の確立

##### 《 現 状 と 課 題 》

家族そろって食事をする機会の減少や、子どもが一人だけで食事をする孤食の増加等、家庭環境やライフスタイルの変化に伴い、規則正しい生活リズムの確保が難しくなっています。また、共働き等により、子どもとゆっくり過ごせる時間が少なくなっています。

家族そろって食事をする機会をどう確保するか、子どもの心と身体の発達に欠かせない家庭での食生活のあり方が一層重要になってきています。

望ましい食習慣の確立は、まず、家庭において取り組む必要がありますが、食育の必要性は認識しているものの、親世代である20歳～30歳代では、適切な食品選択や食事づくりに必要な知識等が不足してきているとの国民健康・栄養調査等の報告もあり、食を学ぶ機会や情報提供が十分とはいえない現状です。

「平成17年度乳幼児栄養調査報告」によると、4歳未満の幼児の9.4%が朝食を欠食しているなど、発育、発達の重要な時期にありながら栄養摂取の偏り、欠食、肥満等、子どもたちの食が深刻な状況です。

こうした食生活の乱れや栄養の偏りは、子どもたちだけの問題ではなく、大人でも深刻です。中高年者においては飽食を背景に生活習慣病が増加の一途をたどっており、その前段階として注目されている肥満や内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の背景には、脂質の摂取過多や野菜の摂取不足等の食生活の問題があることが指摘されています。

中高年者の肥満が問題とされる一方で、若い女性については食事の偏りや<sup>や</sup>痩せすぎの者の割合が増加しつつあり、妊娠時の母子の健康への影響も懸念されることから、妊娠期及び授乳期における望ましい食習慣の確立が重要な課題となっています。

家庭において、食の大切さや食料の生産、食と関連の深い自然への理解を深めながら望ましい食習慣を確立するためには、地域の農林水産物やその活用に関する情報の提供が必要です。

また、健全な食生活を営むためには、食事内容の管理だけでなく、自分の歯を維持し、かんで食べることが重要です。歯を喪失することで咀嚼能力が減退し、かむ、味わ

う、歯ごたえを感じるなど、豊かな食生活が損なわれます。

歯を喪失する主な原因は、う蝕と歯周疾患ですが、う蝕の予防には正しい食習慣と歯磨き習慣が必要であり、歯周疾患の予防には食後の口腔内清掃と定期的な歯石除去が必要です。正しい食習慣と歯磨き習慣は、家庭において確立され、就学後も維持強化される必要があります。

## 《 具 体 的 取 組 》

### 家庭における食育推進のための普及啓発活動

家庭における健全な食生活は健康でいきいきと生活するための基本であり、食を通じた良好な家族関係から安心感や信頼感が生まれます。家族の一人ひとりが食に対する関心と理解を深めながら健全な食習慣を確立できるよう、食生活リズムの適正化、朝食を食べる運動の推進、家庭食の普及等を図るため、家庭教育手帳（文部科学省）を活用するとともに、公民館事業や子育て講座等の親子料理教室や各種講座の開催等普及啓発活動を行います。

### 母親クラブ等への情報提供

母親クラブ等児童の健全育成に取り組んでいる団体に対し、様々な機会を捉え、子どもたちが楽しく食を学ぶための情報提供を行います。

### 市町村の食育活動への技術的支援

母子保健サービスを実施している市町村を支援するため、研修の機会を設けたり、計画策定や事業の実施についての技術的支援を行います。



【食育等推進事業「みんな集まれエプロン隊」】

市町村において、子どもの栄養改善や食を通じた心の健全育成のための取組を行っています。

### 妊産婦、乳幼児への栄養指導、普及啓発

母子の健康の保持増進や健やかな出産を支援するため、市町村や医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、平成18年2月に策定された「妊産婦のための食生活指針」に基づき、妊産婦への栄養指導を促進します。また、子どもの健やかな

発達・発育を確保するため、国が平成 19 年に策定する「授乳・離乳食の支援ガイド」(仮称)に基づき、母乳育児の促進や、乳幼児等の発達段階に応じた離乳食をはじめとする子どもの食生活について、正しい知識の普及啓発を行います。



「妊産婦のための食生活指針」(平成 18 年 2 月 / 「健やか親子 21」推進検討会)

「平成 17 年度乳幼児栄養調査報告」(平成 18 年 6 月 / 厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

「授乳・離乳の支援ガイド」(仮称)(平成 19 年 / 厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

(厚生労働省リーフレットの一部抜粋)

### 栄養バランスに配慮した食生活の普及啓発

県民一人ひとりが普段の生活において栄養のバランスを理解し、望ましい食習慣を確立することができるよう、講演会の開催や食育リーフレットの配布等により、食事バランスガイドの普及促進に努めます。

また、野菜の摂取量を増加させ、1日 350g 以上の目標の達成を目指します。

### 【食事バランスガイドについて】



平成 17 年 6 月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したものです。

望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすくイラストで示しています。

(内閣府 食育推進基本計画参考資料集より)

### 県産農林水産物を利用した望ましい食習慣の形成への支援

県内の小売店や農産物直売所等において県産農林水産物のPRを行い、それらを利用した栄養バランスのとれたメニューを紹介し、望ましい食習慣の形成を支援します。

### 食育の基礎となる歯の健康

永久歯が生えそろう児童期における家庭での歯みがき習慣と併せて、県内全小学校に配付した「歯みがきサンバ」のCDを活用し、学校での歯みがき習慣の定着を図ります。

また、成人期の歯周病予防のための健康教室を開催します。

#### 【歯科保健教材（歯みがきサンバ）】



歯みがき習慣の定着を図るため、サンバのリズムに合わせて、子どもたちが、みんなで楽しく歯みがきができるように作成したCD教材。

県内全小学校に配付しました。

## ( 2 ) 地域における食生活改善の推進

### 《 現 状 と 課 題 》

外食産業の発展や加工食品の増加、女性の社会進出などにより、外食等の利用が進み、特に、青年期以降、進学、就職などにより生活が大きく変化するため外食を利用する頻度が高くなります。昼食についてみると、30歳代男性50.6%、20歳代女性43%、更に、全世代男女の平均では、35.5%が家庭食以外の食事をとっており、県民の3人に1人が外食や、そう菜、弁当といった中食を利用するなど食の外部化が進んでいます。

また、ライフスタイルや価値観の変化、多様化により、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れが進んでおり、また、食生活面においては米の消費量が若年層を中心に減少傾向にあります。

中年期から壮年期にかけては、健康に関する心配が出てくる時期ですが、仕事等で忙しく、健康への配慮がおろそかになりがちです。糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病の発症原因となる内臓脂肪症候群が疑われる者の割合が、男女とも40歳代以上で特に高くなっています。

また、高齢期には、低栄養状態から要介護状態となる高齢者が増加してきます。

このため、県民一人ひとりの生活習慣の改善につながる健康情報の提供や、飲食店や給食施設等、食を提供する施設における食環境の整備を進めていくことが重要となっています。

また、生活習慣病を予防し健康を増進するため栄養のバランスが優れた日本型食生活の実践に向けた普及啓発や、地元の食材のよさを理解し地元の食材を地元で消費する「地産地消」の取組みなどを通して、地域のボランティア、関係団体等とともに県民の食生活の改善を推進することが必要となっています。

### 《 具 体 的 取 組 》

#### 食事バランスガイドの普及

飲食店や給食施設等を対象に、講習会の開催やポスター、リーフレットの配付等により食事バランスガイドの普及啓発に努めます。

#### 「うつくしま健康応援店」を通じた食育の推進

県民の健康づくりをサポートする「うつくしま健康応援店」の登録を推進します。

「うつくしま健康応援店」では、利用者自らの健康づくりに役立てられるようメニューの栄養成分表示や、健康情報の掲示などに取り組みます。

【「うつくしま健康応援店」での取り組み】(飲食店等によって該当しない項目もあります)



(「うつくしま健康応援店」ステッカー) ・ 5 禁煙・分煙いずれかの実施

- 1 メニューの栄養成分表示  
エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩
- 2 健康関連情報の提供
- 3 ヘルシーメニューの提供  
・野菜たっぷりメニュー  
・カルシウムたっぷりメニュー など
- 4 セレクトサービスの提供  
・ご飯の量の調節ができる  
・少食メニューを提供できる  
・麺類等の汁を薄味にできる など
- 5 禁煙・分煙いずれかの実施

#### 給食施設における健康づくりの支援

事業所、福祉施設等の給食施設で提供される食事の栄養バランスが、健康によく配慮されたものとなるように、保健所の栄養指導員が、給食施設の担当者や管理者等に適切な助言指導を行い、利用者の健康づくりを支援します。

#### 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を防ぐ生活習慣の普及啓発

内臓脂肪の蓄積から発症する生活習慣病を予防するため、食生活や運動などのライフスタイルの改善方法等について、普及啓発を図ります。

#### 介護予防のための栄養改善の推進

高齢者の低栄養状態の予防や改善を図るために、介護予防に関する普及啓発や、介護予防事業を実施する市町村を支援するための研修等を行います。

#### 食品関係事業者等と連携した「食」の提案

食品関係事業者、農産物加工施設等と連携し、米や野菜を多く取り入れた商品づくりや県産農林水産物を利用したメニュー等の情報提供を行い、県民の健全な食生活の実践を支援します。

【食彩ふくしま地産地消フォーラムの開催】



県産農林水産物を使用した食等を提供する外食事業者等を拡大するため、消費者や外食事業者等を対象に、県産農林水産物のPRを行っています。

【食彩ふくしま弁当チャレンジコンテスト】



地産地消や健全な食生活の推進を目的とした弁当コンテストを実施しています。

最優秀作品については、食品事業者等と連携して商品化し、県産農林水産物のより一層の消費拡大とバランスのとれた食生活を普及・推進します。

### ( 3 ) 食品関係事業者、農林漁業者等における食育の普及啓発の支援

#### 《 現 状 と 課 題 》

県民一人ひとりが、自分に適した食品の情報を選別したり、必要な栄養量を摂取するための力を身につけることは、食を通じた健康づくりや食育の推進に極めて重要です。

また、食品関係事業者等は、食品に関する正しい情報を消費者に伝えることが必要です。

そのため、消費者に対して、食品添加物、期限表示、栄養成分などの表示に関する情報提供を行うとともに、食品関係事業者に対しては、適正表示の必要性に関する普及啓発を行うことが重要です。

一方、地元の食材のよさを理解し、地元で消費する「地産地消」の取組が活発化する中、食品関係事業者等においては、県産農林水産物に対する関心が高まっており、また、農林水産業者等においては、地域農林水産物の利用を通して、学校や小売店、飲食店と連携した食育の推進が求められています。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 食品関係事業者等における食育の普及啓発への支援

健康増進法に基づく栄養表示や、食品衛生法に基づく食品添加物やアレルギー表示等が適正に行われるよう、食品関係事業者等への情報提供に努めます。

また、食品関係事業者等が消費者を対象に自ら実施する情報提供活動を支援します。

##### 農林漁業者等における食育の普及啓発への支援

農林漁業者等が食や農に関する様々な体験交流を展開できるよう食育に関する資料や研修会へ参加する機会の提供などに努めます。

##### 研究機関と連携した機能性食品の開発

医科大学やその他の試験研究機関との連携により農産物の持つ健康の保持増進に資する健康機能性の効果を検証し、食品の持つ様々な働きを活かした加工品開発を推進するなど、消費者や食品関係事業者等に対し健康機能性のPRや料理方法等を周知し、県産農産物の消費拡大を図ります。



## 2 学校、保育所等における食育の推進

### (1) 望ましい食習慣の形成

#### 《 現 状 と 課 題 》

近年における国及び本県での子どもたちの食生活等に関する各種実態調査の結果からみると、毎日朝食をとる食習慣が身に付いていないほか、いつもいらいらする、疲れるなどの不定愁訴がある子どもたちの割合が増加するなど、子どもたちの食生活の乱れが心身に及ぼす影響について危惧されています。また、今の子どもたちが保護者となったときに、自分の子どもたちに対する望ましい食習慣を継承できるかどうか懸念されます。

成人してからの食習慣の改善は困難であり、子どもの頃からの望ましい食習慣の形成が重要な課題となっています。

そのため、子どもたちが自らの食に関心を持ち、望ましい食習慣を形成し、自分の食を整える実践的な力を身に付けることができるように、家庭を中心としながら、学校、保育所等や地域社会が積極的に支援していく必要があります。

また、子どもたちに対し、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯を中心とする日本型食生活を理解し、関心を持つ機会を設けながら、野菜、果物、魚介類、海そう類、大豆、肉類、牛乳・乳製品等のバランスの取れた望ましい食習慣をはぐくむ必要があります。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 保育所・幼稚園等における食習慣の形成

各保育所・幼稚園において、保護者への通信だより等の情報提供や給食を含めた保育参観、保護者の参加による調理実習等の開催を通して、家庭における望ましい食習慣の形成に取り組むことができるよう支援します。

##### 【保育所における取組の事例】



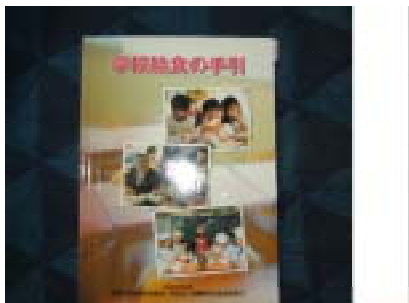
誕生日会に祖父母等を招待し、一緒に食事をしています。

保護者が保育所の給食に関心を持ったり家庭での食習慣の形成にもつながり、また、子どもと一緒に楽しく食べることを経験することができます。

## 指導資料の作成

学校における指導の参考となる資料を作成し、食に関する指導を推進します。

### 「学校給食の手引」



#### 【学校における食に関する指導の基本方針】

- 1 食に関する指導を全ての学校で推進します。
- 2 学校教育活動全体で取り組みます。
  - (1) 組織・体制づくり
  - (2) 全体計画・年間指導計画の作成
- 3 学校・家庭・地域との連携を推進します。

(平成 15 年福島県教育委員会監修)

(財)福島県学校給食会発行)

## 家庭に対する普及啓発

保護者の食に対する関心や理解を深めるため、食に関する家庭教育学級や子育て講座を開催するとともに、保護者に対し学校等での食育の取組みについて保健だよりにより情報提供するほか、「食」をテーマとした授業参観等を通して食の重要性について意識啓発を図ります。

## 健康的な日本型食生活の促進

学校において米飯給食拡大推進ポスターコンクールや米飯学校給食メニューの開発等により、子どもたちに米食に親しんでもらい、野菜、果物、魚介類、海そう類、大豆、肉類、牛乳・乳製品等をそれぞれ適切に加えた栄養バランスがとれた健康的で豊かな日本型食生活を推進します。

### 【米飯給食拡大推進ポスターコンクール】



21 世紀を担う児童・生徒を対象に、米食の健康性、米飯給食の有効性に対する関心を高めることを目的に、「米飯給食拡大推進ポスターコンクール」を実施しています。

平成18年度小学校低学年の部最優秀賞作品

## (2) 指導体制の整備

### 《 現 状 と 課 題 》

保育所等では、就学前の乳幼児に対して給食を提供しており、子どもたちの健全な食習慣を形成するための重要な役割を担っています。

このため、それぞれの保育所等において特色を活かした食育計画を作成し、楽しく食べる経験とともに、食材となる農作物の栽培や、それらを使った調理を経験させる等、児童の発達段階に応じた、様々な体験を通して子ども自身が食に関する理解を深め、五感を養う環境を整えていく必要があります。

学校では、広く教育活動の各領域や教科において食に関する指導を行っていますが、その取組は学校により差があります。

学校教育の中で目指す食育の目標を明確にし、発達段階に応じた指導を体系的・系統的に進めることが重要であることから、教育活動全体を通して食育を効果的に推進するための基盤整備や、指導者の養成が必要となります。

また、食育の中心は家庭にあることから、家庭の食育を積極的に支援していくことが重要です。学校における食育の取組や、保護者会などを利用した料理講習会、食育講演会、地域行事への参加等について給食だよりや保健だより等を活用して家庭や地域に広報することも必要です。

### 《 具 体 的 取 組 》

#### 保育所における食育への支援

各保育所において、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省平成16年3月作成)や家庭、地域の実態等を踏まえた上で、保育計画に連動した食育計画を策定し、食を通じた児童の健全育成を図るとともに、子育て家庭からの相談等にも応じられるよう、市町村と連携しながら、情報の提供や職員の資質向上のための研修等を行います。

#### 【保育所における取組の事例】



毎日の献立の食品分類(マグネット式)を献立とともに玄関に掲示しています。

保護者が夕食の献立を考える際の参考にしたり、親子で掲示板を見ながら献立の話をすることができます。

野菜等は、本物を袋に入れて掲示し、子どもたちが興味を持つように工夫しています。

#### 学校における指導体制の整備

各学校においては、県教育委員会が策定した食育の指針に基づき、地域や子どもたちの実態に応じた食育が、教育活動全体において展開できるよう、校内の各種委員会等の組織の見直しを図るなど、指導体制の整備に努め推進します。

#### 地域の教育力の活用

栄養教諭を中核として、食育に関する有識者や地域企業等との連携を図り、様々な食体験の場の提供など、効果的な食育を推進します。

また、各学校における食育の取組みをPTA広報誌や給食だより等により積極的に広報し、食育の普及啓発に取り組みます。

#### 指導者の育成

食育に関する効果的な指導方法について共通理解を図るための研修会の開催等を通して、学校における食育推進者の養成に努め、教職員全体で食育に取り組みます。

### ( 3 ) 子どもの発達段階に応じた食育の推進

#### 《 現 状 と 課 題 》

健全な食習慣は、食に対する考え方が形成される幼少期に身に付けることが重要であり、そのことが将来、生活習慣病の原因となる肥満の予防にもつながります。

子どもたちの食生活を取りまく社会環境は大きく変化し、核家族化や共働き家庭の増加等により、外食や加工食品の利用などの食の簡便化が進んでいます。これを背景に、偏った栄養摂取や生活習慣病の増加、子どもたちが一人で食事をする「孤食」の増加など、食に起因すると考えられる心と体の健康問題が深刻化しています。

このため、子どもたちの発達段階に応じた食育の指導目標を設定し、小学校、中学校、高等学校等の学校種に応じた指導内容の重点化を図り、全ての学校において実態に応じた食育が推進できるよう教材等の整備が必要です。

乳幼児期は、発育、発達が旺盛な時期であり個人差も大きいいため、子どもの食欲等に配慮しながら、一人ひとりの発達段階に応じた食育を進めていく必要があります。

特に、保育所に入所している乳幼児は、一日の大半を施設で過ごすため、生活のリズムをつけ、バランスの良い栄養を摂取できるような配慮が大切です。

児童期は、骨格や筋肉の発達に伴い、体力や運動能力の発達がめざましい時期です。

また、自主的な行動を取り始める時期でもあり、正しい食事のとり方を理解し、望ましい食習慣を身に付けることが望まれます。

青年期は、身体的・精神的成長が著しいため、この成長を支える各栄養素を過不足なく摂取することが大切です。また、部活動や受験勉強等により生活リズムも乱れがちとなります。そのため、生活様式や運動量などの違いによる、個人に見合った栄養が摂取できるよう、食に関する理解を深めたり、日常生活に必要な調理技術を習得するなど自ら望ましい食生活を実践していく力を身に付けることが望まれます。

#### 《 具 体 的 取 組 》

各保育所等における子どもの発達段階に応じた食事の提供

各保育所等において、食事の量と質に関する計画を立て、子どもの発育状態や家庭での生活状況などに対応した食事の提供ができるよう、また、児童に対して食に関する適切な指導を行い、食を通じた健全育成に取り組めるよう、情報提供等の支援を行います。

### 各学校における食生活等の実態と問題点の把握

各学校において、子どもたちの食生活等の実態調査を実施し、各学校の課題に応じた食育の充実に努めます。

### 学校教育活動における食育の行動指標の設定

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、健康教育の目標を立て、食育への基本的な考え方、指導方針などを明確にして教育全体の計画の中に位置付けます。

また、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定とともに、学校種及び発達段階に応じた行動指標を示し、各学校の実態に応じた食育を推進します。

### 食育の授業の充実

各学校が、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体と関連させながら年間指導計画を作成し、計画的・継続的に食育に取り組みます。

#### 【食生活学習教材の活用】



文部科学省作成の「食生活学習教材」  
小学1年生、5年生、中学1年生向け  
資料を活用して、効果的な指導を推進  
します。

#### (4) 豊かな食育体験の推進

##### 《 現 状 と 課 題 》

豊かな食生活を享受する一方で、食べることに對しての関心や食べ物が口に入るまでの経緯について考える機会や体験が少なくなっています。季節に応じた多様な食品を組み合わせ、栄養のバランスのとれた食事をとることにより、食事を味わい、食べることは楽しいこと、大切なことと感じ取ると同時に、自分の生きる力になっていることを実感する経験を重ねることが、健全な食生活の基盤となります。家族や友人と食卓を囲んでともに味わう喜びや、伝統的な食事について味わい、継承するきっかけを設けることが重要です。

また、自分の生まれた国や他の国々の文化について食を通して理解することや、食物の生産や調理の様子を知ることから、食や食事にかかわる人たちへの感謝の気持ちをほぐくみ、また、残滓やごみの行方などの環境とのかかわりについての理解を広げるなど、食に関する様々な体験の機会を設けることが必要です。

なかでも学校給食は、学校生活において食を直接体験する重要な食育の場であることから、地場産物を活用し、生産者の顔の見える、安全で安心な美味しい給食を提供するなど、地域とのかかわりを深め「生きた教材」としての給食を活用していくことが求められています。

小・中学校では、農林漁業などの体験活動（種まき、収穫等）等を実施していますが、学校（指導者）は体験活動等を実施していく上で様々な情報を必要としています。

中学校では、中学生向けの食に関する指導内容の充実が求められています。体験活動等の時間の確保が課題となっています。

学校、保育所をとりまく地域社会においても、関係機関が連携して、農作業と田んぼの生きものの関わり等について児童、生徒の理解を促進することが重要です。

##### 《 具 体 的 取 組 》

###### 家庭と地域の関係機関との連携

豊かな食育体験づくりを推進し、児童生徒が食の重要性を理解し、主体的に実践できる能力を身に付けられるよう、保護者会や地域企業との交流、産地における生産者との親子体験等を実施します。

###### 学校給食の充実

学校給食に地場産物を活用し、生産者の顔が見える、安全安心な美味しい給食の供給体制を整備するとともに、食材提供者等と連携して「生きた教材」としての給

食に関する教職員の理解促進や、学校栄養職員の衛生・栄養管理に対する資質向上に努めます。

#### 「食」と「農」に関する体験学習の実施

学校や地域の団体などが、「食」や「農」について学習する場合、県の職員が講師や指導者等として参加する「食農応援メニュー」を策定し、学校、団体等へ提供します。

#### 【食農応援メニュー（そば播種）】



#### 応援の主なメニュー

- ・ 各種作物の栽培法
- ・ 環境と共生する農業の進め方
- ・ 最近の試験研究成果の紹介

#### 応援の方法

- ・ 出前講座、体験学習、施設見学、資料提供

#### 食育に関する地域の人材活用

学校（教職員等）が食や農に関する食育を推進する上で必要な、地域で生産されている農産物の特長や作り方等に関する情報提供を行います。また、関係団体と連携しながら、食や農に関する経験や知識を有する生産者や料理研究家等、食育に関する地域の人材の活用を促進します。

#### 【小学校高学年用社会科副読本】



小学校高学年生を対象に、本県農林水産業に対する理解を深めることを目的として、「食」や「農」に関して学べる冊子を作成し、学校、生徒に配布しています。

#### 「農」を通じた環境教育の実施

子どもたちが農業や環境に対する理解を深めることを目的に、小学校と連携して、



農業や自然環境、農村文化などについて学ぶ体験型の環境教育「田んぼの学校」を実施します。

また、田んぼや水路等の環境を調べるために、市町村、土地改良区、PTA等の支援や、ふくしま海洋科学館、福島県内水面水産試験場の協力を得て、「田んぼの生きもの調査」を実施します。

【田んぼの学校】



農業や食の大切さを学ぶため、農作業の体験活動を支援しています。

### 3 県民運動としての食育の推進

#### (1) 食育推進運動の展開

##### 《 現 状 と 課 題 》

食育についての県民の意識やニーズの調査結果では、食育に関心のある者は 74.5 %、その「言葉を知っている」者は 74.9 %、その「意味を知っている」者は 33.6 %という結果となっています。

また、「食育」に関心を持つ理由としては、「生活習慣病の増加が問題になっているから」が 75.5 %、「食生活の乱れが問題になっているから」が 73.4 %と高く、この2つをあげる者が7割を超え、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」が 66.0 %と続いています（「平成 18 年度県政世論調査」）。

この調査結果を踏まえても、食育についての正しい理解を広め、県民一人ひとりが食育の取組に参加できる環境をつくっていく必要があります。

また、10代～20代の青年層においては、食育への認知度及び関心度が他の年齢層より低く、毎日朝食をとる割合についても各種調査において低い傾向が見られるなど、子どもの頃に身に付けた食習慣を大人になって改めることは困難なことから、子どもたちの健康で豊かな人間性が生涯にわたってはぐくめるように、学校における教育活動の一環としてはもちろん、青少年やその保護者に対しても、食に対する関心と理解が深まるよう食育を普及啓発していく必要があります。

さらに、食と農の体験・交流等を通し、「食」は生命と健康の基本であること、その食を生産する農林漁業の重要性、食生活のあり方が食料自給率との間に密接な関連があることなど、県民の「食」に関する理解を促進していく必要があります。

##### 《 具 体 的 取 組 》

###### 「食育月間」、「食育の日」の普及啓発

毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」にちなんだ「食育」に関するイベント等の情報収集・提供を行うとともに、生活習慣病予防のための食育の普及啓発活動を重点的に推進することなどにより、「食育」に関する県民の理解の促進を図ります。

###### 各種イベント等を通じた食育の推進

食育を通して青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成県民総ぐるみ運動（7～8月）など、青少年育成に関するイベントや情報提供活動等を通して食育推進運動の普及啓発を行います。

#### 健康教育等を通じた健康づくり運動の展開

働き盛り世代を対象として、職場における食育に関する健康教室や地域のボランティア団体と連携した料理教室等を通して、地域ぐるみ・職場ぐるみの健康づくり運動の促進を図ります。

#### 豊かな農林漁業が支える食育の推進

本県は全国有数の農林水産物の生産県であることから、安全・安心、旬など県産農林水産物に関する積極的な情報提供を行い、豊かな県産農林水産物への理解と利用を促進し、県民の健全で豊かな食生活の実現に寄与します。

## ( 2 ) 市町村、関係団体、食品関係事業者等との連携

### 《 現 状 と 課 題 》

県民運動として食育の推進を図るためには、関係者の連携・協力が不可欠であり、市町村、関係団体、企業等が連携し、食育を効果的に展開できるよう協力体制を構築していく必要があります。

さらに、食品関係事業者、農林漁業者等、県民に食を提供する関係者や団体が共通認識のもと食育推進のための体制づくりに取り組む必要があります。

### 《 具 体 的 取 組 》

#### 市町村や関係団体等と連携した食育の推進

食育を県民運動として着実に推進するため、市町村や関係団体、関連事業者等との連携・協働により地域の特性に配慮した食育を推進します。

#### 食育推進体制の整備

食育推進運動を県民運動として展開するため、食生活改善推進員やボランティア・NPOなどの地域活動団体、教育関係者、農林水産団体、食品関係事業者等からなる食育推進体制を整備し、県民への食育推進活動の浸透を図ります。

### (3) 食育推進ボランティア、NPO等の育成

#### 《 現 状 と 課 題 》

食育を県民運動として推進するためには、それを支える各種団体やボランティア等への支援、協力体制の充実を図る必要があります。

「食育」を事業内容に掲げている県内のNPO法人は平成18年9月30日現在で1法人と非常に少ないのが現状です（平成18年9月30日現在県内NPO法人数370法人）。

食生活改善推進員は食生活改善の活動を通して、これまでも地域住民の健康づくりに大きく寄与してきましたが、今後は「食育」の推進を担うボランティアとしても大きな役割が期待されています。

また、うつくしま「食」「農」サポーターを食生活改善、農林水産物の生産・加工・流通等の幅広い分野から確保し、学校や地域団体等が実施する食や農林漁業に関する体験学習等の講師として派遣しています。

平成18年6月現在の認定者数は68名、12団体で、平成17年度は延べ8,053人に対して指導を行っていますが、より一層、活動対象を広げていく必要があります。

都市住民等に農林漁業体験や農山漁村滞在を提供するグリーン・ツーリズムは、農作業体験等を通して、食や農への認識を深める契機を広く提供してきました。

体験・滞在受け入れの実践者（インストラクター）は965人、またその受け入れた交流人口は約18万人（ともに平成17年度）で、より一層の拡大が求められています。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 食生活改善推進員の育成

県民に身近で、具体的かつきめ細かな食育の推進を図るために食生活改善推進員を育成し、確保するとともにその活動を支援します。

### 【食生活改善推進員と食育アドバイザー】



食生活改善推進員は、市町村のボランティア組織である食生活改善推進員会に所属し、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、「ヘルスマイト」の愛称で地域住民の健康づくり活動を推進しています。

また「食育アドバイザー」として食育に取り組んでいます。

「食育アドバイザー」の証

### 食育推進ボランティア、NPO等の育成

地域における食育の推進に向けて、食に関連するボランティア団体やNPO等に対して食育の重要性を啓発するとともにその活動を促進します。

### 食に関する地域の人材育成

様々な体験交流等を推進・支援する人材を確保するとともに、研修会などにより、より多様で質の高い活動が着実に展開できるよう支援します。

また、学校や地域団体、観光関係団体などに対し、これらの人材に関する情報を提供するとともに、その利用拡大を図り、あらゆる機会を捉えて食や農（農林漁業）に関する体験交流等を展開します。

### 【うつくしま「食」「農」サポーターによる 地域農林水産物を利用した料理教室】



### 【グリーン・ツーリズム講習会】



## 4 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

### (1) 生産者と消費者の交流の促進

#### 《 現 状 と 課 題 》

消費者と農林漁業の現場との距離が遠くなり、消費者が食べ物の生産過程を身近に知る機会が少なくなってきたことから、本県の豊かな農林水産物に関する情報や農林水産業の果たしている役割を消費者に的確に伝え、また、消費者の要望を生産者へ伝える食と農の交流促進が重要になっています。

農林漁業者、団体（JA等）は、食や農に関する体験交流等を実施していますが、年間を通じて、計画的に実施している団体は少数であり、県民が体験交流に参加する機会はまだまだ少ない状況にあります。

また、農家民宿などを拠点として、グリーン・ツーリズムの取組の充実を図っていく必要があります。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 農業体験交流活動への支援

地域農産物を活用した食の体験交流や生産ほ場、食品工場の見学会を開催し、食の大切さや本県農林水産業の維持・発展の重要性等についての理解を促進します。

##### 地域が支える「食」と「農」の体験交流の推進

子どもたち及びその保護者などを対象に、農林漁業、教育、保健福祉、農産物直売運営主体、NPO等と連携して地域が一体となった食育推進のための地域内ネットワークの構築を支援し、それらネットワークが主体となった食育体験・交流活動を支援します。

##### 都市と農山漁村との交流促進

食と農の魅力を満載したグリーン・ツーリズムの体験メニューの情報発信を強化するとともに、農家民宿の開設を支援するなど、交流人口の拡大により食と農の交流促進を支援します。

また、県内の水産物についての調理法等の情報をホームページ等の広報媒体を活用して提供し、県産水産物への親しみや消費意欲の喚起を図ります。

市町村または漁業協同組合等が漁村や都市部で実施する地域水産物を利用した料理教室等の取組を通して都市と漁村との交流促進を支援します。

【消費者と漁業関係者の交流】



漁業関係者が実施するおらが浜  
自慢料理を題材とした料理教室等、  
産地及び消費地での地元水産物の  
PR活動を支援しています。

地元水産物の消費拡大を図るため  
実施された「カニ汁」の提供。



## ( 2 ) 地域資源の活用促進と地産地消の推進

### 《 現 状 と 課 題 》

本県には、豊かな自然やこれまで培われた技術から生産される米、野菜、果物などの優れた農林水産物や、これらを原材料とした多彩な加工食品が数多くありますが、一般家庭や飲食店、ホテル・旅館等の宿泊施設などにおける利用は、まだまだ少ない状況にあります。

このため、普段の食生活の中に県産品を採り入れることにより、その背景にある本県の風土、歴史、技術などが認識され、地域資源の利用促進と地産地消の推進が図られるよう努めていく必要があります。

また、食の外部化が進展していることから、農林漁業と関連産業との連携強化や食品関係事業者による県産農林水産物を利用した商品（メニュー）づくりの取組を支援することが、必要です。

さらに、若年層を中心に米や野菜、魚介類などの消費量が少なくなっていることから、幼児期から米食や魚食に親しむ機会を増やし、日本型食生活の普及を図る必要があります。

### 《 具 体 的 取 組 》

#### 県産品のPRと地産地消の推進

各種イベントにおける県産農林水産物や農産物加工品の紹介、及び、県産品を積極的に取り扱う「ふるさと恵みの店」の指定などにより、県内の一般消費者や飲食店、流通事業者等に、県産品の優位性を積極的にPRし、地産地消の推進を図ります。

#### 県産農林水産物を利用した商品づくりとPR

地域の外食産業・観光産業等が行う、地域農林水産物や伝統野菜等を核とした魅力あふれる地域の新たな商品づくりや、そのPRを支援します。

また、県産農林水産物を積極的に利用する飲食店（ごはんの日応援店、福島牛販売指定店）、食品事業者（うつくしま農林水産ファンクラブ）を募集し、その取組をPRすることにより、消費者等への利用の拡大を図ります。

#### 農産物加工品の開発と販路拡大への支援

県の試験研究機関による農産物技術開発を進めるとともに、食品加工事業者等が行う県産農林水産物等を使用した加工食品の開発や販路拡大について、支援を行います。

### 学校給食を通じた地産地消の推進と生産者との交流促進

学校給食における県産農林水産物の積極的な活用を促進するとともに、多様な本県食材の利用法等の情報提供を通して、保護者に対しても県産農林水産物の利用促進を図ります。

また、農林水産団体等が実施する各学校やPTA等の保護者に対する県産農林水産物等に関する情報提供や児童・生徒と生産者との交流活動を支援します。

#### 【地元水産物を利用した学校給食】



本県に水揚げされた水産物を材料とした給食の実施を支援しています。

#### 【学校給食における地域産物等利用検討会】



学校給食における地域農産物等の活用を推進するため、県、市町村、教育事務所、市町村教育委員会、学校栄養士及び農業団体等からなる検討会を開催し、学校給食への地域農産物利用のための促進策及びその実現を検討しています。

### ( 3 ) 食文化の継承を通じた食育の推進

#### 《 現 状 と 課 題 》

本県は、山、川、海から採れる四季折々の豊かな食材に恵まれています。また、各地域において、古くから継承されてきた料理や食文化があり、今後も未来へと引き継いでいく必要があります。

しかしながら、核家族化が進み、親から子そして孫に引き継がれる機会が少なくなり、加工食品の増加や外食化が進むにつれて、行事食等の伝統料理が忘れられつつあることから、食に関する伝統などを子どもたちが体験する機会を設けることが必要です。

また、旬の地域農林水産物や中山間地域の特徴ある林産物等を利用した伝統料理などを味わう機会を設けることも必要です。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 地域の人材による継承

子どもたちへの食の指導に際して、食文化の専門家や地域の有識者の参画を得て、子どもたちが自分達の住んでいる地域の食文化を理解し、食の伝統を守り伝え生かして行こうとする気持ちを育てる活動を推進します。

##### 地域の農林水産物を利用した伝統料理教室の支援

地域の人材（農山漁村女性や調理師等）の協力を得て、地域の農林水産物を利用した家族参加型の伝統料理教室等を開催し、食の楽しさや旬のある本県の豊富な食材、食文化等の理解を促進します。

また、これら活動を通して、食文化継承活動に関する体験や情報、食品関係事業者の取組をPRし、県内における食文化継承活動を促進します。

#### 【地域農産物を活用した食の体験交流】



地域の食文化を再発見するとともに、豊かな食生活の実践が図られるよう地域農産物を活用した食の体験学習や食品工場の見学会等を開催しています。

【地域の人々による食文化継承活動】



地域食文化・伝統料理や地域農業  
に対する理解を深めていただくため  
食や農に関する体験交流会を開催し  
しています。

林産物を活用した地域の伝統料理教室の支援

中山間地の特徴あるきのこ・山菜類を用いた料理体験教室の開催を支援し、地域  
に伝わる食文化の伝承に努めます。

また、きのこのPR誌等を活用し、中山間地の特徴あるきのこ・山菜類の認知度  
向上を図ります。

【特徴ある食材を活かした伝統料理教室】



中山間地の特徴あるきのこ・山菜  
等を利用した料理教室等を開催し、  
きのこ・山菜等の消費拡大と食文化  
の継承に努めています。

県産きのこを利用した料理教室

## 5 食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進

### (1) 栄養、食習慣等に関する調査研究の推進と情報の提供

#### 《 現 状 と 課 題 》

マスメディアの発達等により、健康や栄養に関する情報が比較的容易に得ることが可能となりましたが、情報量が多い反面、科学的根拠に乏しい情報や真偽が不確かな情報が多いのも現状です。

このような情報に惑わされ、健康被害を招くことの無いよう、正しい情報を発信していく必要があります。

また、食育の推進に際しての進行管理や新たな課題の抽出のためにも、県民の栄養状態や食習慣等についての実態調査を行い、その情報を提供していく必要があります。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 国民健康・栄養調査、県民健康調査の実施

県民の栄養状態、食習慣等に関する実態について、定期的に調査を行い、それらのデータを蓄積し、わかりやすい情報として県民に提供します。

##### 子どもと保護者の食生活実態調査の実施

子どもたちを対象とする食育に取り組む観点から、子どもたちやその保護者の食生活の実態調査を実施し、その実態を把握したうえで、必要な食育のあり方や方策を検討します。

##### 食育に関するホームページの開設

県のホームページに、県民の食に関する各種実態調査の結果や食育に関する各分野、各地域における取組みの情報を掲載し、県民に総合的かつ具体的で分かりやすい情報の提供に努めます。

## ( 2 ) 食品の安全性などの情報提供と理解の促進

### 《 現 状 と 課 題 》

近年、食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況が見受けられます。また、牛のBSEや不良食品の回収事例などの発生に伴い、食品の安全に対する消費者の関心が高まっています。

健全な食生活の実践には、食生活や健康及び食品の安全に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択していくことが必要であり、そのためには、客観的な情報の提供が不可欠です。

このため、食品の安全や表示に関する適切な情報を提供し、県民の理解が深まるよう、取り組んでいく必要があります。

農産物に関しても、県民の安全かつ安心なものを求める意識が高まっていることから、農薬の適正使用はもとより、農産物の栽培・飼育履歴が確認できるトレーサビリティシステムの導入等により農産物の生産履歴や品質等の情報を県民への確に提供していく必要があります。

また、有機・特別栽培農産物など化学肥料や化学合成農薬を削減した環境と共生する農産物の生産拡大を推進していく必要があります。

食品の安全性に関する正しい知識を身に付けることは、豊かな食生活をおくる上で欠かせないことであり、子どものうちから食品の安全性についての理解を深めることにより、健全な食生活を実践する能力をはぐくむ必要があります。

### 《 具 体 的 取 組 》

#### リスクコミュニケーションの充実

食品の安全に関する県民の知識と理解を深めるため、食の安全・安心フォーラムや地域意見交換会及び食品安全推進懇談会を開催し、消費者、生産者、食品関係事業者、専門家等の関係者との情報及び意見交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に推進します。

#### 食の安全性や品質等に関する情報提供

食品の安全性や品質等に関する情報提供をホームページや各種講座、セミナー、街頭キャンペーン等を通して積極的に行い、消費者が安心して食品を選択できるよう支援します。

#### 小学生の食の安全教室

保健所の食品衛生監視員を小学校へ派遣し、食中毒、正しい手洗い、食品の表示及び食品添加物についての食の安全教室を実施します。

#### 安全・安心な農産物の提供

安全・安心な農産物を提供するため、生産段階で農薬等の適正使用の徹底やGAP（適正農業規範）の普及拡大などを図ります。

また、トレーサビリティシステムの導入支援を行い消費者に情報提供することにより、農産物（米、青果物、きのこなど）への信頼を確保します。

### (3) 環境と共生する農業の理解促進と「もったいない運動」の推進

#### 《 現 状 と 課 題 》

自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用する循環型社会の構築が求められており、農業生産の現場においても化学肥料や化学合成農薬の使用を控えた農産物等に対する消費者ニーズが高まっています。

また、大量の食べ残し等によって廃棄される食品は増加の一途をたどっており、その環境への影響も見逃ごせない状況となっています。

このため、農林水産業や農村から発生する有機性資源の利用を進めながら、環境と共生する農業を展開していくとともに、「もったいない」の心をはぐくむことが重要となっています。

#### 《 具 体 的 取 組 》

##### 環境と共生する農業の理解促進

環境と共生する農業について、広く県民の理解を促進するため、消費者との交流会等を開催するとともに、積極的な広報活動に努めます。

##### 環境と共生する農業の推進

地域におけるたい肥等の有機性資源を活用した「ふくしま型有機栽培」「ふくしま型特別栽培」等の技術確立と普及を推進し、環境と共生する農業の全県的な拡大を図ります。

なお、有機栽培については、県自らが認定機関となり、普及拡大を図ります。

##### 「もったいない」の心を生かした食育の推進

県民一人ひとりの「もったいない」の心を生かした取組を促進し、無駄なく料理し、食べ残しをしない等の実践を通して、「食の大切さ」の理解と「食への感謝の気持ち」を醸成します。

##### 【もったいない50の実践】

県民からの提案をもとに50項目を選定したもののうち、食に関する項目の一部を示す。

- ・料理は食べられる量だけ作りましょう。
- ・食べ残しをしないようにしましょう。
- ・料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。
- ・ばら売りや量り売りを利用しましょう。

(「福島県循環型社会形成推進計画」より)



「もったいない50の実践」

絵画コンクール入選作品「食べ残しをしないようにしましょう」



# 福島県食育推進計画策定までの経過

## 1 食育推進懇談会の設置

すべての県民が、食を通して健やかで心豊かに生活できる社会とするため、県民運動としての「食育」を推進するための「福島県食育推進計画」を策定、推進するに当たり、広く関係者から意見を求めるため、「福島県食育推進懇談会」を設置しました。

### (1) 開催状況

第1回 平成18年 11月29日

第2回 平成19年 2月23日

### (2) 委 員

所 属 名	職 名	氏 名	備 考
福島大学行政政策学類	教 授	千葉 悦子	会 長
(社)福島県栄養士会	会 長	鈴木 里子	
福島県食生活改善推進連絡協議会	会 長	双里不二枝	
(社)福島県食品衛生協会	会 長	大内 健助	
(社)福島県調理師会	会 長	鬼頭 弘次	
福島県保育協議会	評議員	穴戸 史江	
福島県食品産業協議会	専務理事	丹野 一男	副会長
J A 福島中央会	農業対策部部长	中島 精一	
(社)福島県畜産振興協会	専 務	佐藤 博	
全国女性農業経営者会議福島支部	支部長	安齋さと子	
農産物直売所(株)ジィエイあぐりすかがわ岩瀬「はたけんぼ」	総合フードグループ 企画管理チーム員	澤山 聖美	
福島県小学校長会	会 長	清野 要	
福島県PTA連合会	会 長	宮本 孝	

## 2 県民意見の反映等

(1) 平成18年7月に実施した平成18年度県政世論調査において、本県の食育の現状や問題点、食育に関する県民の関心や行動について把握するために、調査項目に「食育」を取り入れました。

(2) 県民の意見等を反映させるため、「うつくしま県民意見公募(パブリックコメント)」を平成18年12月1日から平成19年1月9日まで実施しました。

### 3 庁内連絡会議等での検討

県計画を策定するにあたって庁内関係部局による連絡会議とワーキンググループ会議を設置し、検討を重ね、平成19年3月に策定・公表しました。

#### (1) 庁内関係部局名

企画調整部企画調整総務領域総務企画グループ
生活環境部県民環境総務領域青少年グループ
生活環境部文化領域県民文化グループ
商工労働部地域経済領域県産品振興グループ
農林水産部経営支援領域普及教育グループ
農林水産部生産流通領域農産物安全グループ
農林水産部生産流通領域流通消費グループ
教育庁教育指導領域健康教育グループ
保健福祉部自立支援領域子育て支援グループ
保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ
保健福祉部健康衛生領域健康増進グループ

#### (2) 開催状況

##### 庁内連絡会議

第1回	平成18年 9月 5日
第2回	平成18年11月24日
第3回	平成19年 1月30日
第4回	平成19年 2月23日

##### ワーキンググループ会議

第1回	平成18年 4月24日
第2回	平成18年 7月28日
第3回	平成18年 8月28日
第4回	平成18年10月 4日
第5回	平成18年11月 2日
第6回	平成18年11月15日
第7回	平成18年12月25日
第8回	平成19年 1月17日

### 4 食育推進に関するお問い合わせ先

グループ名	電話・ファクシミリ	電子メール・ホームページアドレス
保健福祉部健康増進グループ (総合窓口、健康づくり関係)	TEL 024-521-7236 FAX 024-521-2191	電子メール kenkou@pref.fukushima.jp HPアドレス <a href="http://www.pref.fukushima.jp/imu/top.htm">http://www.pref.fukushima.jp/imu/top.htm</a>
農林水産部農産物安全グループ (農林水産関係)	TEL 024-521-7354 FAX 024-521-5089	電子メール nosananzen@pref.fukushima.jp HPアドレス <a href="http://pref.fukushima.jp/an-ryu/">pref.fukushima.jp/an-ryu/</a>
教育庁健康教育グループ (教育関係)	TEL 024-521-7792 FAX 024-521-7167	電子メール k.kenkoukyouiku@pref.fukushima.jp HPアドレス <a href="http://www.shidou.fks.ed.jp/kennkou/top.html">http://www.shidou.fks.ed.jp/kennkou/top.html</a>

おいしく イキイキ 食育プラン  
「**福島県食育推進計画**」

---

平成19年 3月発行

福島県保健福祉部健康衛生領域健康増進グループ（総合窓口）

住 所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2番16号

電 話 024-521-7236 F A X 024-521-2191

E-mail [kenkou@pref.fukushima.jp](mailto:kenkou@pref.fukushima.jp)

U R L <http://www.pref.fukushima.jp/imu/top.htm>